

会長専決事項の処理について（報告）

平成15年12月16日以降において、中央防災会議運営要領（以下「運営要領」という。）第5及び第6の規定に基づき、下記のとおり会長専決事項の処理を行ったので、運営要領第7の規定に基づき報告して承認を求める。

平成16年4月20日

中央防災会議会長 小泉 純一郎

記

件名	年月日	事項
防災基本計画の修正	H16. 3.31	震災対策編等の一部改正
	小計	1件
東南海・南海地震防災対策推進基本計画の作成	H16. 3.31	東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条に基づく基本計画の作成
	小計	1件
地域防災計画の修正	H15.12.18	青森県、群馬県、東京都
	H15.12.25	岡山県、広島県
	H16. 1.15	長崎県
	H16. 1.23	静岡県、山口県
	H16. 2.13	東京都、福島県、島根県
	H16. 3.18	北海道、愛知県、滋賀県
	H16. 3.30	岐阜県、静岡県
小計	16件	
激甚災害の指定	H16. 3. 5	平成15年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
	H16. 3. 5	平成12年から平成14年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令
	小計	2件
合計		20件